

退職時における特別昇給要綱

〔平成19年6月29日〕
19川病総庶第328号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）第16条の規定により、職員が公務上の死亡により退職した場合、退職の日に、その者が現に受けていた号給より4号給（川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）別表第1病院企業職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同規程第3条第5項に規定する管理者が定める職員にあつては、1号給）上位の号給に昇給させることができる。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。